

我が国におけるHACCPの更なる普及方策について（提言）

～中小事業者も含めHACCP「自主点検」を推進するための環境整備～

- 我が国における食品等事業者の確実かつ効率的な衛生管理等を可能にするためには、**HACCPによる衛生管理の普及が必須**となっている。食品等事業者の大宗は中小事業者であり、**中小事業者における取組の促進が重要な課題**となっている。
- 平成25年12月の「中間取りまとめ」を踏まえ、国では関係省令を改正しHACCPに基づく衛生管理を規定するとともに、自治体においても同様の条例改正が進められている。これらの進捗も踏まえながら、更なる普及方策を検討してきた。
- **HACCPの本質は、事業者の自主的な衛生管理が継続的に実施されること**である。コーデックス委員会^(※)が推奨するHACCPの7原則12手順に従い、**中小事業者も含め事業者が自ら衛生管理の取組状況を確認する「自主点検」を推進するための環境整備**を進めるため、行政、食品等事業者、学識経験者、関係団体、消費者団体等が連携して、更なる普及方策を推進していくべきである。

(※) 国際連合食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）により設置された国際的な政府間組織

具体的な普及方策

（1）HACCP導入に前向きな事業者やニーズが高い業種に対する助言等の支援

- 「**HACCP自主点検票**」の作成と活用促進
- 事業者の現場で**活用可能な様式や手引き等の更なる充実**
- HACCPの指導者育成、事業者への派遣・導入支援を行う「**人材バンク事業**」(仮称)の実施
- HACCP**導入状況の継続的な把握**

（3）コーデックスの柔軟性の考え方も踏まえた、事業者の導入負担の軽減

- HACCP導入の心理的ハードル解消のため、**具体的な導入事例の動画等**について、引き続き積極的に周知
- 中小事業者等のHACCP導入の成功事例を全国的に普及するため、「**地域連携HACCP導入実証事業**」(モデル事業)を実施

（5）食品産業全体での推進の必要性

- 国(厚生労働省、地方厚生局等)、自治体、食品関係団体、事業者団体、消費者団体等が情報交換、意見交換等を行う場として「**HACCP普及推進連絡協議会**」(仮称)を、**国・地方ブロックごとに設置**（HACCPに関する認識の共通化等を推進するとともに、普及施策に関する現場ニーズの把握、地域における普及状況のフォローアップ、実証事業等で蓄積される導入事例の共有等を行う）

（2）消費者や流通・販売業界も含め、HACCPに対する本質的な理解・関心の醸成

- **HACCPの7原則12手順に関するリーフレットや動画等**を作成し、関係団体等と連携して、積極的な周知を実施
- **事業者向け講習会**や、HACCPに関する統一的な指導・助言が行われるよう自治体の**食品衛生監視員等への講習会**を実施
- 「HACCP自主点検票」を使用したHACCPの取組についてアピールできる**ロゴマークの作成・活用を慎重に検討**

（4）HACCP導入の取組に関する認知度向上のための支援

- HACCPの導入効果、実証事業による導入事例等について、**二元的に情報を入手することができるWebサイトを構築**
- HACCPの「**自主点検**」を行った**事業者名や取組方針等を公表**、アピールを後押しする「**HACCPチャレンジ事業**」(仮称)を実施
- 「HACCP自主点検票」を使用したHACCPの取組についてアピールできる**ロゴマークの作成・活用を慎重に検討**〔再掲〕

将来的なHACCPによる衛生管理の義務化を見据え、我が国において中小事業者も含めHACCPが当たり前前に実施されるものになることを目指して、関係者における取組が推進されることを期待する。